

ご存じ
ですか?

令和5年4月1日から、 自転車を運転する人や同乗する人も全て ヘルメット着用 に 努めることとなりました。

(道路交通法 第63条の11)ヘルメット着用は努力義務です

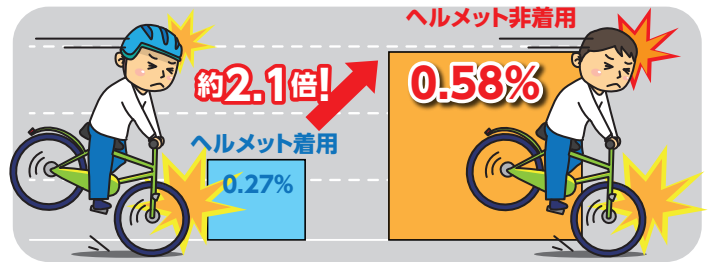
自転車に乗る時は
ヘルメットを着用しましょう。



ヘルメットはあなたを守ります!

自転車乗用中に交通事故で亡くなった人の死亡原因の約6割は頭部損傷でした(平成30年~令和4年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.1倍も高くなっています。自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (平成30年~令和4年合計) (警察庁資料より)



1

車道が原則、
左側を通行
歩道は例外、
歩行者を優先

2

交差点では
信号と一時停止を
守って、安全確認

3

夜間は
ライトを点灯

4

飲酒運転は
禁止

自転車安全 利用五則



5

ヘルメットを
着用

ヘルメットホルダープレゼントキャンペーン!

損保ジャパンと大阪府警察は『安全なまち大阪』の実現に向けて
包括業務連携協定を締結しました

損保ジャパンは大阪府警察との包括連携協定締結の記念と自転車ヘルメット普及支援として、自転車安全対策協議会と共同で「おおさか府民の自転車保険」の加入者様からご応募いただき、**抽選で100名様へ「ヘルメットホルダー」をプレゼントする**キャンペーンを2023年4月15日から6月末までの期間で実施します。右の⇒QRコード®からご応募ください。



自転車保険の加入は義務です!

大阪府では、平成28年7月1日より「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、**府内で自転車を利用される人すべてに「自転車賠償保険等」への加入が義務化されています。**

おおさか府民の自転車保険 (自転車総合保険)

自転車安全対策協議会では大阪府民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

入会簡単!

ネットで24時間受付。
ホームページより
簡単にご入会できます。

家族全員をサポート!

どのプランも、賠償責任補償1億円と
示談交渉サービスが
ご家族全員に適用されます。

年齢制限なし!

どなたでも入会できます。

詳しくは下記のホームページをご確認ください

おおさか府民の自転車保険

検索

モバイルは
こちら



お問い合わせ先

【受付時間】
平日：午前9時～午後5時

ご加入を希望される方
契約変更・口座振替に関する
お問い合わせは…**幹事取扱代理店**

保険の内容に関する
お問い合わせは…**引受保険会社**

一般社団法人 自転車安全対策協議会 事業部
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

サイクルゴー
0570-031965

WEB上のお問い合わせフォームからご照会
いただけます。
ご照会の内容にメールにてご回答いたします。

スマートフォンの方
はこちら



損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課
〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4
損保ジャパン肥後橋ビル18階

TEL 06-6449-1238 FAX 06-6449-1388

※このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、自転車安全対策協議会までお問い合わせください。